



女性に対する暴力根絶のための  
シンボルマーク

# 女性に対するあらゆる 暴力の根絶に向けて



女性に対する暴力  
をなくす運動

内閣府・男女共同参画推進連携会議

## 女性に対する暴力とは

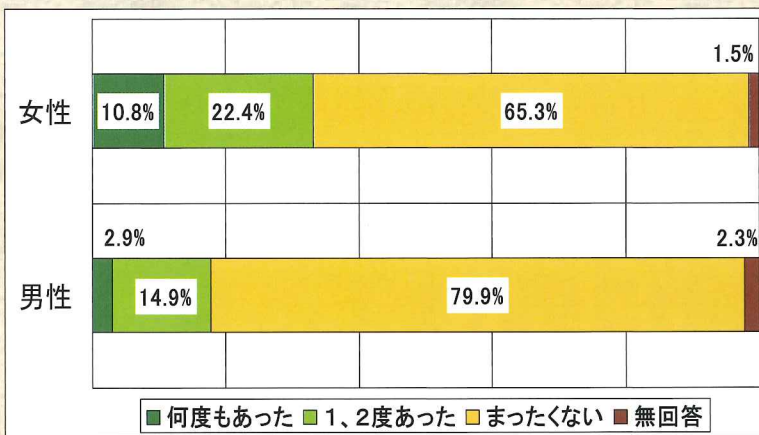
配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

これらの問題は身近にも存在しており、社会全体で取り組むべき重要な問題です。

暴力の根絶のためには、日頃から、暴力は絶対に許さないという姿勢を示すことが大切です。各機関では、女性に対する暴力に関する様々な相談を受け付けています。

## 配偶者からの暴力

### 《配偶者からの被害経験》



○ 女性の10.8%、男性の2.9%は、これまでに配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から、身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを一つでも受けたことが「何度もあった」と答えています。

○ 配偶者から受けた被害について、どこ(だれ)にも相談しなかった人は、女性53.0%、男性77.2%となっています。

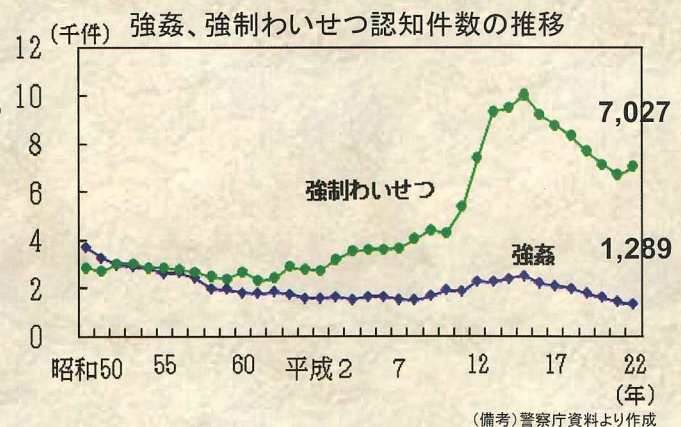
内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年度)

## 性犯罪

### 《異性から無理やり性交された経験》

- これまでに異性から無理やり性交された経験のある女性は7.3%
- 被害にあった時期は、「20歳代」38.2%、「30歳代」15.4%  
中学卒業までの低年齢層で被害を受けている人は2割程度  
「中学生のとき」4.9%、「小学生のとき」12.2%、「小学校入学前」3.3%
- 異性から無理やり性交された経験のある女性のうち、被害をどこ(だれ)にも相談しなかった人は、62.6%
- 加害者と面識があったという人は、75.6%

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年度)



### 被害者への配慮等

- 警察では、被害女性が安心して相談できるよう、女性職員による対応の体制を拡大しています。
- また、警察では、被害者に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎等、ニーズに応じた支援活動を行なっています。



**被害者に責任はありません。**

**被害者と加害者の関係がどうであれ、暴力は決して許されるものではありません。**

## 人身取引

### 《人身取引とは》

○ 人身取引は、人を売買して売春や過酷な労働を強要する重大な人権侵害であり、犯罪です。  
国内における買春や、海外旅行先での児童買春などは、人身取引を助長する要因の一つとなっています。

### 《人身取引対策行動計画2009》

○ 政府一体となった人身取引対策を推進していくため、人身取引対策行動計画2009(平成21年12月)を決定しました。行動計画に基づき、人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、徹底した取締りや厳正な科刑の実現に努めています。また、被害者の保護の一層の充実に向けて、諸外国政府及びNGOとも連携しつつ、総合的・包括的な対策を推進しています。

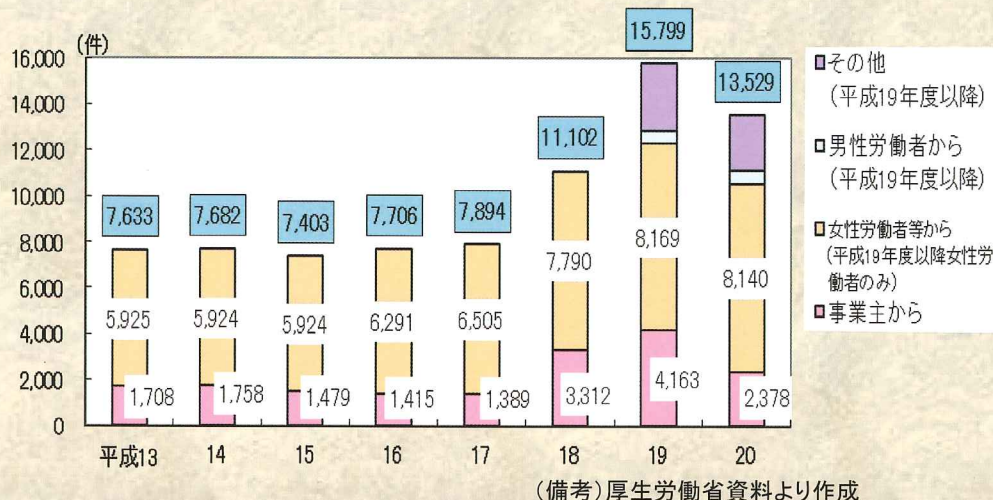
**匿名通報ダイヤル 0120-924-839** (受付時間:平日9:30~18:15)

人身取引事犯や児童買春等の被害者となっている女性や子供の早期保護を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が市民からの匿名による通報を受け付けています。

※匿名通報ダイヤルの対象となる事案:人身取引事犯等、少年福祉犯罪、児童虐待事案

## セクシュアル・ハラスメント

### 《都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数》



○ 女性労働者からの相談件数は8,140件で、全体の相談件数の6割を占めています。

○ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分発揮することを妨げるものです。

### 女性に対する暴力をなくす運動

○ 毎年11月12日から同月25日までの2週間、女性に対する暴力をなくす運動を展開し、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力に関する取組を一層強化しています。

### 予防啓発

○ 女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発を行っています。

(内閣府男女共同参画局HP) <http://www.gender.go.jp/dv/yobou/index.html>



若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材(内閣府)

# 女性に対する暴力 相談窓口

## 配偶者からの暴力についての相談

- ・全国の配偶者暴力相談支援センター
- ・各都道府県警察又は各警察署の相談窓口

## 性犯罪に係る被害や捜査に関する相談

- ・各都道府県警察の性犯罪被害者110番等の相談  
電話や性犯罪被害者相談コーナー等の相談室

## 売春強要などについての相談

- ・各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
- ・各都道府県の婦人相談所

## 人身取引に係る被害についての相談

- ・各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
- ・全国の地方入国管理局、同支局又は各出張所
- ・各都道府県の婦人相談所

## 職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談

- ・全国の労働局雇用均等室

## つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談

- ・各都道府県警察又は各警察署の相談窓口

## 上記やその他女性に関する人権侵害についての相談

- ・全国の法務局、地方法務局及びその支局の人権相談窓口

その他、都道府県・市町村の相談機関等があります。

**DV相談ナビ 0570-0-55210**

配偶者からの暴力被害に関する全国の相談  
窓口の自動音声案内

**女性の人権ホットライン 0570-070-810**

女性に関する様々な人権問題についての専用  
相談窓口

**日本司法支援センター（法テラス）**

0570-078374 法的トラブルに関する相談

**警察相談専用電話 #9110**

緊急性のない相談に対応する警察相談専用  
電話

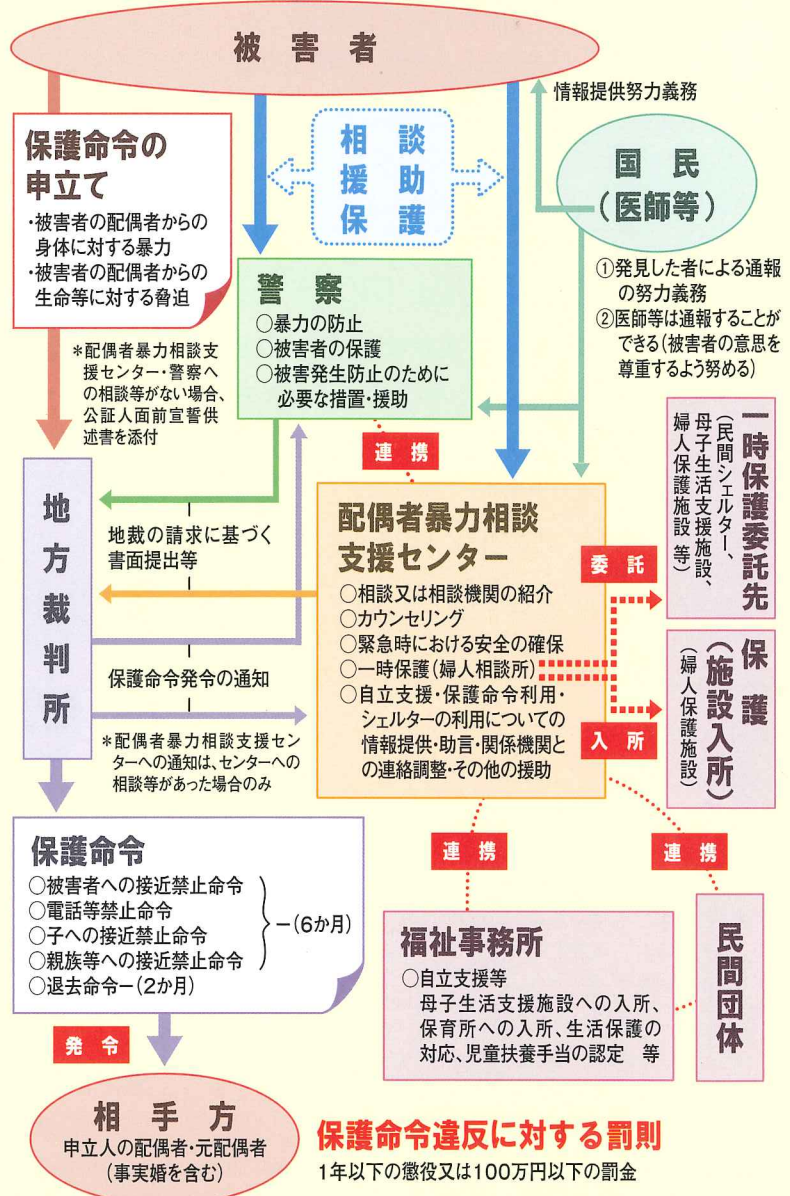
**匿名通報ダイヤル 0120-924-839**

人身取引事犯等、少年福祉犯罪、児童虐待事案  
の被害者となっている子どもや女性の早期保護  
等を図るための通報ダイヤル

## 《配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律》

配偶者暴力相談支援センターの設置や、一時保護、保護命令制度等により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図っています。

## 配偶者暴力防止法の概要(チャート)



### 国や地方公共団体は…

- ◎ 主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針の策定
- ◎ 都道府県・市町村による基本計画の策定(市町村については努力義務)

発行・編集 内閣府男女共同参画局



女性に対する暴力をなくす運動

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL 03-3581-2549

ホームページ <http://www.gender.go.jp/>

平成23年3月